

役員等報酬および費用弁償規定

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人むつみ会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、6,000円とする。

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、理事会、評議員会、幹事会、その他の会議毎に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規定に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき5,000円

宿泊料 1泊につき9,000円

(改 正)

第5条 この規定の改正については評議員会の議決を要する。

付則

この規定は、平成29年6月17日から施行する。